

# 文京区YouTube運用ポリシー

30文企広報第1079号平成30年3月8日部長決定

2020文企広第250号令和2年4月30日一部改正

2024文企広第1579号令和7年1月29日一部改正

## 1 目的

このポリシーは、ソーシャルメディア活用ガイドライン（23文企広第872号）に基づき、企画政策部広報戦略課（以下「広報戦略課」という。）が取得した区公式YouTubeチャンネルの運用に関する事項を定めることとする。

## 2 基本ポリシー

YouTubeチャンネル「文京区公式チャンネル」（以下「文京区公式チャンネル」という。）は、インターネットを利用して区が作成した映像番組を発信することを通じ、区の取組について理解を深めていただくとともに、文京区民チャンネルを視聴できない区民及び区外在住者等の利便性を高めていくことを基本ポリシーとする。

## 3 用語の定義

このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) YouTube 米国Google社が提供する動画共有サイトで、インターネット上で動画を公開することにより、不特定多数の利用者が閲覧できるサービスをいう。
- (2) 文京区公式チャンネル 区が運用するYouTubeのページをいう。
- (3) アップロード インターネットに接続されたコンピュータに存在するデータ（ファイルなど）を、外部公開サーバ等に転送することをいう。
- (4) アカウント YouTubeを運用するために取得した権利及び登録情報をいう。
- (5) コメント 投稿した動画に対する視聴者が書き込むことができる意見をいう。

## 4 運用方法

文京区公式チャンネルは、広報戦略課 CATV 担当職員及び文京区民チャンネル区広報番組制作受託事業者が以下のとおり管理し、運用することとする。

### (1) 発信する情報

文京区公式チャンネルでは、文京区民チャンネルで放送した区が作成した映像番組等のうち、区民ニーズが高い映像を発信することとする。

### (2) 文京区公式チャンネルの URL

次のとおりとする。

<https://www.youtube.com/user/citybunkyo>

(3) 肖像権への対応

文京区公式チャンネルで公開した番組の被撮影者から非公開とするよう申出があった場合は、速やかに公開した映像の削除などの対応に努める。

(4) 放送内容の同一性保持

ア 文京区公式チャンネルでは前項の肖像権への対応を除いて、原則として放送内容の変更は行わないものとする。

イ 文京区公式チャンネルでは原則として文京区民チャンネルで放送した番組のみをアップロードすることとするが、各課又は他団体が制作した動画で、広報戦略課長が特に有益であると認めたものは、この限りではない。

(5) 公開手順

文京区公式チャンネルに番組を掲載する手順は、以下のとおりとする。

ア 広報戦略課が掲載すると決定した番組について、映像情報に変換する。

イ 変換した映像情報を、YouTube にアップロードをする。

ウ アップロードをした映像を確認する。

エ 内容確認後、映像を公開する。

オ 公開した番組については、区ホームページからのリンク設定を行う。

(6) コメントの使用制限

区は、区以外のアカウント又は文京区公式チャンネルに対するコメントへの返信を行わない。ただし、文京区公式チャンネルの運用目的に照らして広報戦略課が特に必要があると認めるものは、この限りでない。

また、コメントは真摯に受け止め、今後の番組作成に反映するものとする。

(7) アカウント運用者の明示

区は、いわゆるなりすましによる誤情報の流布を防ぐため、運用主体として文京区公式チャンネルの URL を区ホームページに明示する。

## 5 運用の停止

区は、文京区公式チャンネルの運用が困難になった場合は、その理由を区ホームページに明記し、文京区公式チャンネルの運用を停止する。

## 6 知的財産権等

文京区公式チャンネルに掲載する個々の情報（写真、文章等をいう。以下同じ。）に関する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）は、区に帰属する。

また、著作権法（昭和45年法律第48号）第30条に規定する私的使用のための複製、同法32条に規定する引用その他同法において著作物の利用等が認められている場合を除き、文京区公式チャンネルに掲載する個々の情報は、無断で利用することはできない。

## 8 免責事項

文京区公式チャンネルの利用に関連して生じた利用者間のトラブル若しくはその被った損害又は利用者と第三者との間のトラブル若しくはその被った損害については、区は一切の責任を負わない。

## 7 周知、変更等

このポリシーの内容は、区ホームページに掲載し、周知する。

また、このポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨について区ホームページ等を通じて周知する。